

規制の事後評価書(要旨)

|                      |  |
|----------------------|--|
| 法律又は政令の名称            | 輸出貿易管理令の一部を改正する政令案   |
| 規制の名称                | 非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し   |
| 規制の区分                | 新設、改正(拡充(緩和)、廃止  |
| 担当部局                 | 貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課  |
| 評価実施時期               | 令和4年3月   |
| 事前評価時の想定との比較         | <p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無</p> <p>2016年4月、コートジボワールに対する武器禁輸等を内容とする制裁措置を解除する国連安保理決議第2283号が採択され、コートジボワールは国連武器禁輸国ではなくなったことを踏まえ、厳格な輸出規制の対象国からコートジボワールを削除するため、所要の国内法令(輸出貿易管理令)の改正を2016年7月に行った。</p> <p>2016年7月の事前評価時から、その後現在に至るまで、コートジボワールに対する新たな制裁措置は決議されておらず、社会経済情勢等の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証</p> <p>仮に当該規制緩和措置が実施されていなかった場合、国際協調的な輸出管理を超えた必要以上の厳しい規制を行うこととなり、同国向けに輸出を行う者に対し過剰な負担を強いていた可能性があった。</p> <p>③必要性の検証</p> <p>規制の事前評価後、コートジボワールに対する新たな制裁措置は決議されておらず、当該規制緩和の必要性は引き続き認められる。</p>   |
| 費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握 | <p style="text-align: center;">費用の要素</p> <p>(遵守費用)</p> <p>④「遵守費用」の把握</p> <p>[事前評価時の測定指標]</p> <p>当該規制緩和による遵守費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。</p> <p>[遵守費用]</p> <p>当該規制緩和はコートジボワールへの輸出規制を無くすものであるため、民間企業にとって遵守費用は発生していない。</p> <p>[費用推計との比較]</p> <p>費用推計とのかい離は生じていない。</p> <p>(行政費用)</p> <p>⑤「行政費用」の把握</p> <p>当該規制の緩和は、国際的な制裁措置が解除されたコートジボワールへの輸出時の手続きを緩和するものであり、規制緩和による新たなモニタリング等の費用は発生しえない。また、企業等の周知業務に要する費用については、外為法の通常の執行において運用しているホームページ等での周知を行ったことにより、追加的な費用は生じていない。</p> <p style="text-align: center;">影響の要素</p> <p>⑥効果(定量化)の把握</p> <p>当該規制の緩和により、企業等においては、事前に許可を得るための作業コストの軽減(許可申請1件当たり約29,000円※1)や外貨獲得の機会の増大、輸出機会の増大※2等という便益があった。</p> <p>※1 事前に許可を得るための作業コストについては以下のとおりと仮定。</p> <p>作業時間5時間×2名=10時間</p> <p>約2,900円=(民間給与実態統計調査(国税庁、令和元年)の平均給与額(年間))5,034千円÷(労働統計要覧(厚生労働省)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模30人以上)1,734時間(以下同じ)</p> <p>10時間×約2,900円=約29,000円</p> <p>※2 当該規制緩和による効果との因果関係を明らかにすることは困難であるが、我が国からコートジボワールへの輸出額は平成28年の55.4億円から令和3年の102.9億円へと増加した。</p> <p>⑦便益(金銭価値化)の把握</p> <p>企業等における便益はそれぞれの状況等によって異なるため、全てを金銭価値化することは困難であるが、事前に許可を得るための作業コスト軽減に係る推計値等は、⑥欄を参照のこと。</p> <p>⑧「副次的な影響及び波及的な影響」の把握</p> <p>規制の緩和により、副次的・波及的な影響は見られない。また、事前評価時に意図していなかった負の影響についても、外国為替及び外国貿易法の執行業務の中で、特段、把握されたものはない。</p> |
| 考察                   | <p>⑨把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証</p> <p>当該規制の緩和に伴い新たな費用は発生していない。また、また、副次的・波及的な影響や事前評価時に意図していなかった負の影響も生じていないことから、規制緩和による総費用はゼロである。一方、便益については、全ての金銭価値化まで行うことはできなかったが、企業等においては事前に許可を得るための作業コストの軽減や外貨獲得の機会の増大、輸出機会の増大等という便益があった。コートジボワールに対する国際的な制裁措置は解除されたままであり、当該規制緩和を継続することが妥当である。</p>  |
| 備考                   |  |